

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年10月30日

【発行者の名称】 スウェーデン地方金融公社  
(Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))

【代表者の役職氏名】 カロリーナ・モーリン  
(Karolina Molin)  
上席ドキュメンテーション・マネージャー  
(Senior Documentation Manager)

ヨナス・スベンソン  
(Jonas Svenson)  
上席ドキュメンテーション・マネージャー  
(Senior Documentation Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

スウェーデン地方金融公社 2020年11月12日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー債券につき

会社名	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
おきぎん証券株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目4番16号
京銀証券株式会社	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
四国アライアンス証券株式会社	愛媛県松山市三番町五丁目10番地1
七十七証券株式会社	宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号
南都まほろば証券株式会社	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番56号
八十二証券株式会社	長野県上田市常田二丁目3番3号
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区立町2番30号
北洋証券株式会社	北海道札幌市中央区北一条西三丁目3番地
めぶき証券株式会社	茨城県水戸市南町三丁目4番12号

スウェーデン地方金融公社 2020年11月12日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー債券につき

会社名	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
おきぎん証券株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目4番16号
京銀証券株式会社	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
四国アライアンス証券株式会社	愛媛県松山市三番町五丁目10番地1
七十七証券株式会社	宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号
南都まほろば証券株式会社	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番56号
八十二証券株式会社	長野県上田市常田二丁目3番3号
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区立町2番30号
北洋証券株式会社	北海道札幌市中央区北一条西三丁目3番地
めぶき証券株式会社	茨城県水戸市南町三丁目4番12号

【売出債券の名称】	スウェーデン地方金融公社 2020年11月12日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー債券 (以下「米ドルデュアル債券」という。) および スウェーデン地方金融公社 2020年11月12日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー債券 (以下「豪ドルデュアル債券」という。) (場合により「本債券」と総称する。)(注1)(注2)
-----------	---

【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	米ドルデュアル債券につき 50億円(予定) 豪ドルデュアル債券につき 50億円(予定)(注3)
【各債券の金額】	100万円(注4)	【売出価格】	額面金額の100.00%
【売出価格の総額】	米ドルデュアル債券につき50 億円(予定) 豪ドルデュアル債券につき50 億円(予定)(注3)	【利率】	年1.00%(注5)
【償還期限】	2020年11月12日 (注4)	【売出期間】	2019年11月19日から 2019年11月26日まで(注6)
【受渡期日】	2019年11月27日 (注6)		
【申込取扱場所】	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店 (注8)		

- (注 1) 本債券は、スウェーデン地方金融公社(以下「発行者」または「公社」という。)により、発行者のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム」という。)に基づき、2019年11月26日(以下「発行日」という。)(注6)に発行される。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注 2) 本書には、2本の異なる種類の債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、米ドルデュアル債券および豪ドルデュアル債券(それぞれ上記に定義する。)ごとに異なる取扱いが必要である場合、またはそれぞれの債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの債券ごとに記載内容を分けて記載している。一方、それぞれの債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの債券に関する記載内容は共通のものとしてまとめて記載している。まとめて記載した場合、これら2本の債券は単に「本債券」と総称する。
- (注3) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は、米ドルデュアル債券については50億円(予定)、豪ドルデュアル債券については50億円(予定)である。  
本債券の券面総額および売出価格の総額は、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に記載される償還通貨判定為替レートの仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。  
本債券に関する予定および未定の発行条件は、2019年11月15日までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注 4) 本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の償還は、2020年11月12日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に従い、米ドルデュアル債券については日本円または米ドルにより、豪ドルデュアル債券については日本円または豪ドルによりなされる。また、本債券は、下記「3 償還の方法 (2) 発行者の選択による期限前償還」に記載するとおり、償還期限前に発行者の選択により償還される可能性がある。その他の償還期限前の償還については、下記「6 債券の管理会社の職務」および「8 課税上の取扱い (1)スウェーデン王国の租税 ロ。」を参照のこと。
- (注 5) 本債券の付利は、2019年11月27日(当日を含む。)から開始する。
- (注 6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注 7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。  
なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からAaaの長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からAAAの長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)))の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ([https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home))の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」([https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered))に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(注 8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注 9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)(以下「合衆国内国歳入法」という。)および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

#### 【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

#### 【債券の管理会社】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、以下の主支払代理人が任命されている。

本債券の主支払代理人(以下「主支払代理人」という。)

会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、 ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、 カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

#### 【振替機関】

該当なし。

#### 【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

期限の利益喪失特約については、下記「6 債券の管理会社の職務」を参照のこと。

## 本債券の投資に伴う主要なリスクとご留意事項

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解した上で投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

### 1 リスクについて

#### 1) 為替変動リスク

米ドルデュアル債券の満期償還金額(下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」において定義される。)は米ドルにより、豪ドルデュアル債券の満期償還金額は豪ドルにより支払われることがあるため、円で換算した場合の支払額は外国為替相場の変動の影響を受ける。かかる円換算の償還価値は、本債券に対する当初の投資金額を下回る場合がある。

#### 2) 元本毀損リスク

満期償還の場合、米ドルデュアル債券の償還通貨は償還通貨判定日(下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に定義される。)に有効な円/米ドル為替レートにより、豪ドルデュアル債券の償還通貨は償還通貨判定日に有効な円/豪ドル為替レートにより異なる。米ドルデュアル債券の償還が米ドルで行われた場合および豪ドルデュアル債券の償還が豪ドルで行われた場合、円貨換算の償還価値は変動し、本債券に対する当初の投資金額を下回る場合がある。

#### 3) 償還期限に関するリスク

期限前償還された場合、本債券の利息は、期限前償還日以後発生しない。このため期限前償還により、本債券の所持人(以下「本債権者」という。)は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

#### 4) 再投資リスク

期限前償還された場合、その償還金額や利息をその時点での一般実勢レートで再投資しても、本債権者は、本債券の投資利回りと同等の利回りが得られない可能性がある。

#### 5) 流動性リスク

本債券の活発な流通市場は確立されていない。また、本売出しに関係する発行者、売出人およびそれらの関係会社等は、本債権者向けに流通市場を創設するために本債券の売買を行う予定もない。また、発行者、売出人およびそれらの関係会社等は、本債券を買取る義務を負うものではない。このため本債権者は、本債券をその償還前に売却できない場合がある。

本債券を売却できる場合であっても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になりうるため、その売却価格が当初の投資金額を著しく下回る可能性がある。

#### 6) 信用リスク

発行者または保証人(下記「5 担保又は保証に関する事項」に定義される。)の財務・経営状況の悪化により、本債券の利息または償還金額の支払がその支払期日に遅延する可能性、または支払われない可能性がある。また、発行者または保証人の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還期限前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行者について付される信用格付は、発行者または保証人の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

#### 7) 価格変動リスク

本債券の評価価値および売却価格は、以下に掲げる様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。

##### 金利

円金利と米ドル金利または豪ドル金利の変動、また円と米ドルの金利差または円と豪ドルの金利差の変動は、米ドルデュアル債券または豪ドルデュアル債券の価値に影響を及ぼす。一般的に、金利の上昇は本債券の価値に悪影響を及ぼすと予想され、金利の下落は本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。また、円と米ドルの金利差ま

たは円と豪ドルの金利差の拡大は米ドルデュアル債券または豪ドルデュアル債券の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また両金利差の縮小は本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

#### 予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度の基準を表す。一般的に金利・為替などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

#### 信用力および格付

本債券の価値は、発行者または保証人の信用に対する投資家の評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行者に付与された格付が低下すると、本債券の価値に悪影響を及ぼすことがある。また、当該格付に変更がなされなくても、発行者または保証人の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 円/米ドル為替レートおよび円/豪ドル為替レート

一般的に、米ドルまたは豪ドルが円に対して弱くなる場合には米ドルデュアル債券または豪ドルデュアル債券の価値に悪影響を及ぼすと予想され、逆の場合には米ドルデュアル債券または豪ドルデュアル債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

## 2 ご留意事項について

### 1) 本債券に影響を与えうる市場活動

発行者、売出人およびそれらの関係会社等は、通常業務の一環で、自己勘定で取引するディーラーとして、また、顧客の代理人として、金融市場において直物取引、先渡取引およびオプション取引等のデリバティブ取引をいつでも行うことができる。また、発行者、売出人およびそれらの関係会社等は、通常、金融市場における自己のポジションを直物取引、先渡取引およびオプション取引等のデリバティブ取引によりヘッジすることがある。こうした取引が、マーケットに影響を与え、本債券の発行条件、評価価値、売却価格および満期償還金額に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

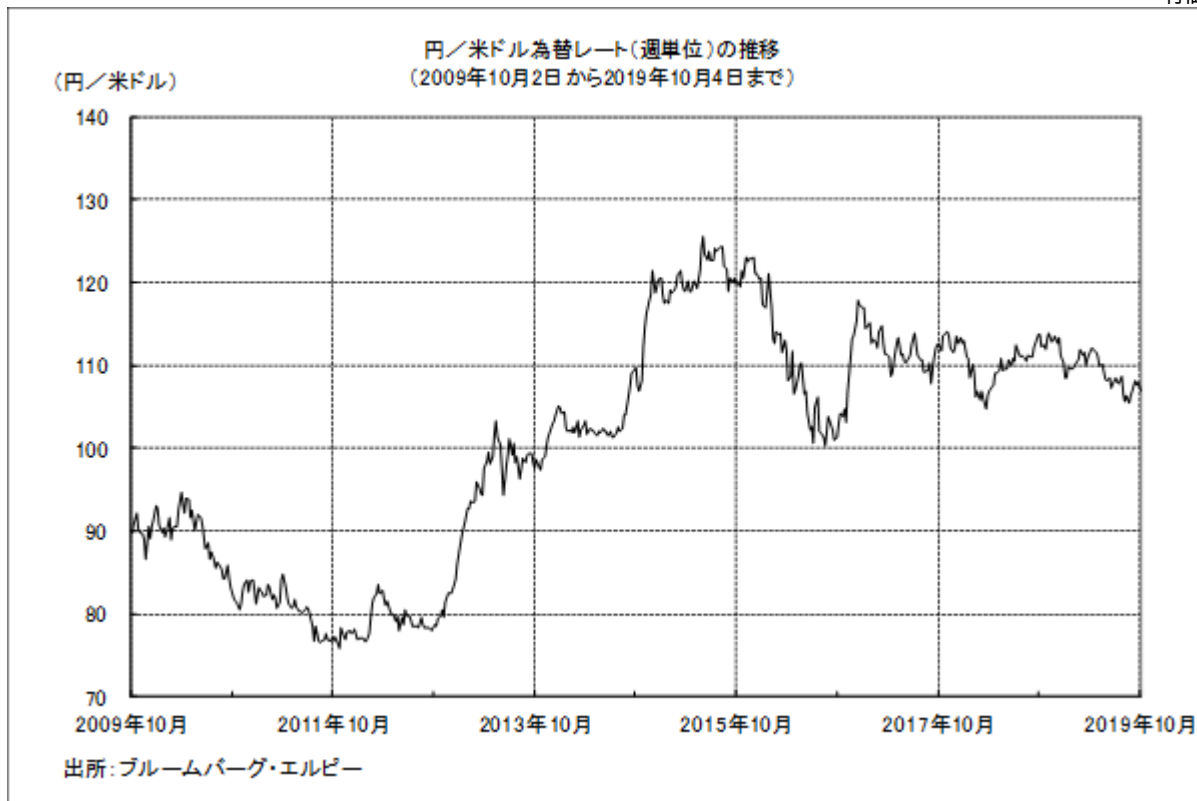
### 2) 税金

将来において、本債券についての課税上の取扱いは変更される可能性がある。

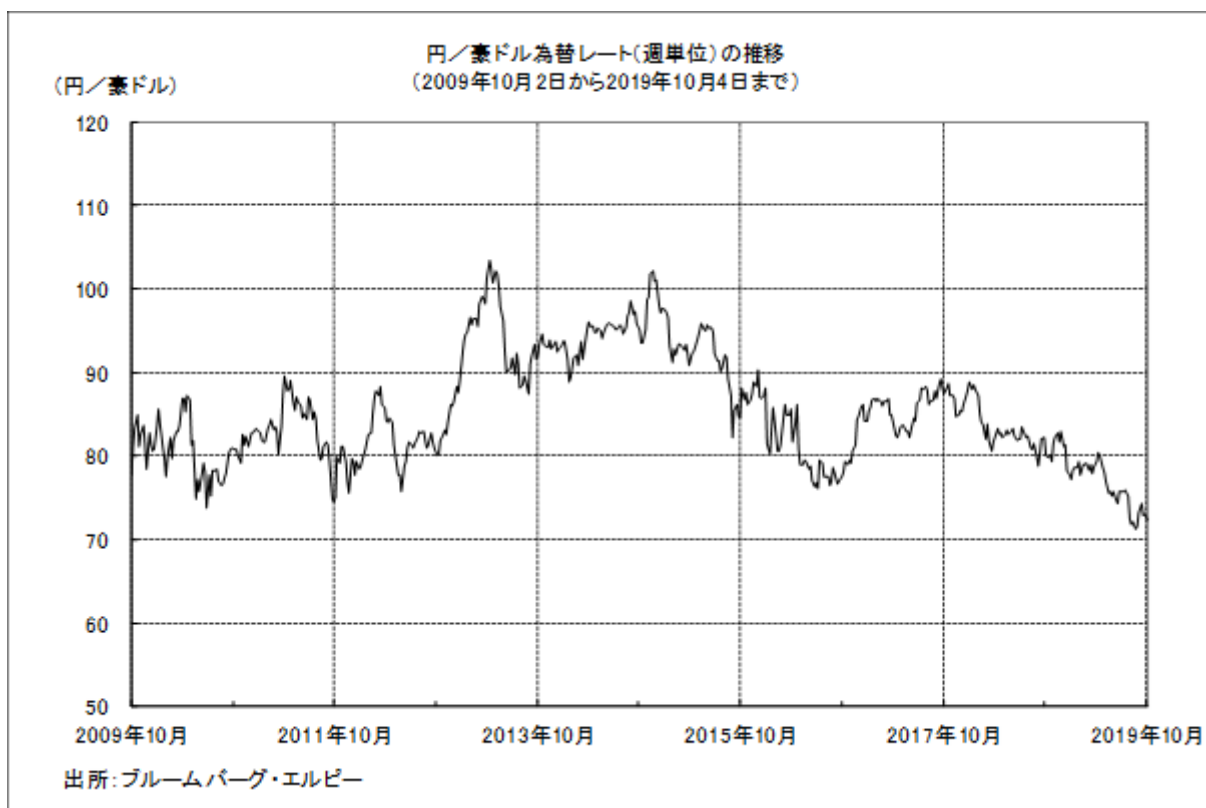
現行法上の取扱いに関しては本書に記載されているが、詳細に関しては会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

### 3) 円/米ドル為替レートおよび円/豪ドル為替レートの過去の推移

下記のグラフは、2009年10月2日から2019年10月4日までの期間における円/米ドルの為替レートの変動を週単位で示したものである。これは、投資家に対する参考のために円/米ドル為替レートについて公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、当該推移は、将来における円/米ドル為替レートの動向や、本債券の時価を示唆するものではない。



下記のグラフは、2009年10月2日から2019年10月4日までの期間における円/豪ドルの為替レートの変動を週単位で表したものである。これは、投資家に対する参考のために円/豪ドル為替レートについて公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、当該推移は、将来における円/豪ドル為替レートの動向や、本債券の時価を示唆するものではない。



## 2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、額面金額に対して年1.00%の利率で、利息起算日である2019年11月27日(当日を含む。)からこれを付し、2020年2月12日、2020年5月12日、2020年8月12日および2020年11月12日(以下それぞれ「利払日」という。)に、利息起算日または直前の利払日(いずれも当日を含む。)から当該利払日(当日を含まない。)までの期

間(以下それぞれ「利息期間」という。)についての金額が後払いされる。初回の利払日である2020年2月12日には、利息起算日(当日を含む。)から2020年2月12日(当日を含まない。)までの期間につき、額面金額100万円の各本債券につき2,083円が、その後の各利払日には、各利息期間の利息として額面金額100万円の各本債券につき2,500円が後払いされる。

利払日が営業日(以下に定義される。)でない場合には、当該利払日は翌営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

「営業日」とは、米ドルデュアル債券についてはロンドン、ニューヨーク市および東京、豪ドルデュアル債券についてはロンドン、ニューヨーク市、シドニーおよび東京において商業銀行および外国為替市場が関連する通貨で支払の決済を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記の利率を乗じて得られた金額に、当該期間の日数(当該期間の初日(当日を含む。))から当該支払期日(当日を含まない。))までの日数(かかる日数は1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日に基づく。))を乗じて360で除した額(1円未満は四捨五入または市場慣行に従い計算される。)とする。

各本債券はその償還の日以降は利息を付さない。ただし、元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合本債券には、( ) 当該本債券につき支払われるべき全額の支払がなされた日、または( ) かかる支払を行うために必要な資金を主支払代理人または(場合により)支払代理人(下記「4 元利金支払場所」に定義される。)が受領し、その旨が下記「10 公告の方法」に従って通知された日の5日後の日、のいずれか早い方の日まで継続して利息が発生する。

### 3【償還の方法】

#### (1) 最終償還

スウェーデン地方金融公社 2020年11月12日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー債券につき

期限前に償還または買入消却されない限り、各米ドルデュアル債券は、発行者により満期償還日である2020年11月12日に、額面金額100万円につき、下記の償還金額(以下「満期償還金額」という。)で償還される。満期償還金額は、計算代理人(以下に定義される。)により下記に従って償還通貨判定日において計算される。

満期償還日が営業日ではない場合、当該日は翌営業日とする。

- ( ) 償還為替レート(以下に定義される。)が償還通貨判定為替レート(以下に定義される。)と等しいかまたはより円安・米ドル高であると計算代理人が判断した場合、各米ドルデュアル債券の満期償還金額は、額面金額100万円につき、100万円にて日本円で支払われる。
- ( ) 償還為替レートが償還通貨判定為替レートより円高・米ドル安であると計算代理人が判断した場合、各米ドルデュアル債券の満期償還金額は、額面金額100万円につき、以下の算式により算出される米ドルで支払われる。ただし、1米セント未満は四捨五入される。

$$\text{満期償還金額} = 100\text{万円} \div \text{当初為替レート}$$

本書中において、米ドルデュアル債券につき、下記の用語は以下の意味を有する。

「ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」」とは、ブルームバーグサービスの指定された表示ページまたは元のページもしくは情報源のスポンサーにより公式に指定された承継表示ページ、その他の公表された情報源、情報ベンダーもしくはプロバイダー(スポンサーが公式に承継表示ページ、その他の公表された情報源、サービスもしくはプロバイダー(場合による。))を指定していない場合は、該当する情報ベンダーもしくはプロバイダー(スポンサーと異なる場合による。)により指定された承継表示ページ、その他の公表された情報源、サービスもしくはプロバイダー)をいう。

「計算代理人」とは、(未定)をいう。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レート(以下に定義される。)から(未定)円/米ドル(仮条件を1.00~10.00円/米ドルとするが、最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外となることがある。)を差し引いたレートをいう。



「償還通貨判定日」とは、満期償還日の10営業日前の日をいう。

「償還為替レート」とは、償還通貨判定日の午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン「BFIX」の「Mid」欄に表示される米ドル/円直物外国為替レート(1米ドル当たりの日本円の数値で表示される。)をいう。

計算代理人が、( )ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」が利用できない、または( )米ドル/円直物外国為替レートが午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」の「Mid」欄に表示されない、と決定した場合、償還為替レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する。

「当初為替レート」とは、利息起算日の午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン「BFIX」の「Mid」欄に表示される米ドル/円直物外国為替レート(1米ドル当たりの日本円の数値で表示される。)をいう。

計算代理人が、( )ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」が利用できない、または( )米ドル/円直物外国為替レートが午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」の「Mid」欄に表示されない、と決定した場合、当初為替レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する。

スウェーデン地方金融公社 2020年11月12日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー債券につき

期限前に償還または買入消却されない限り、各豪ドルデュアル債券は、発行者により満期償還日である2020年11月12日に、額面金額100万円につき、下記の償還金額(以下「満期償還金額」という。)で償還される。満期償還金額は、計算代理人(以下に定義される。)により下記に従って償還通貨判定日において計算される。

満期償還日が営業日ではない場合、当該日は翌営業日とする。

- ( ) 償還為替レート(以下に定義される。)が償還通貨判定為替レート(以下に定義される。)と等しいかまたはより円安・豪ドル高であると計算代理人が判断した場合、各豪ドルデュアル債券の満期償還金額は、額面金額100万円につき、100万円にて日本円で支払われる。
- ( ) 償還為替レートが償還通貨判定為替レートより円高・豪ドル安であると計算代理人が判断した場合、各豪ドルデュアル債券の満期償還金額は、額面金額100万円につき、以下の算式により算出される豪ドルで支払われる。ただし、1豪セント未満は四捨五入される。

$$\text{満期償還金額} = 100\text{万円} \div \text{当初為替レート}$$

本書中において、豪ドルデュアル債券につき、下記の用語は以下の意味を有する。

「ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」」とは、ブルームバーグサービスの指定された表示ページまたは元のページもしくは情報源のスポンサーにより公式に指定された承継表示ページ、その他の公表された情報源、情報ベンダーもしくはプロバイダー(スポンサーが公式に承継表示ページ、その他の公表された情報源、サービスもしくはプロバイダー(場合による。)を指定していない場合は、該当する情報ベンダーもしくはプロバイダー(スポンサーと異なる場合による。)により指定された承継表示ページ、その他の公表された情報源、サービスもしくはプロバイダー)をいう。

「計算代理人」とは、(未定)をいう。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レート(以下に定義される。)から(未定)円/豪ドル(仮条件を2.50~12.50円/豪ドルとするが、最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外となることがある。)を差し引いたレートをいう。

「償還通貨判定日」とは、満期償還日の10営業日前の日をいう。

「償還為替レート」とは、償還通貨判定日の午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン「BFIX」の「Mid」欄に表示される豪ドル/円直物外国為替レート(1豪ドル当たりの日本円の数値で表示される。)をいう。

計算代理人が、( )ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」が利用できない、または( )豪ドル/円直物外国為替レートが午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」の「Mid」欄に表示されない、と決定した場合、償還為替レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する。

「当初為替レート」とは、利息起算日の午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン「BFIX」の「Mid」欄に表示される豪ドル/円直物外国為替レート(1豪ドル当たりの日本円の数値で表示される。)をいう。

計算代理人が、( )ブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」が利用できない、または( )豪ドル/円直物外国為替レートが午後3時(東京時間)現在のブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」の「Mid」欄に表示されない、と決定した場合、当初為替レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する。

#### 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理契約(以下「計算代理契約」という。)に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。

計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算、相場および判断は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、主支払代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、本債券の要項に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、本債権者に対して何らの義務を負わない。

計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

計算代理人は、本書に記載された本債券に関する事項の決定および計算につき、当該決定次第実務上できる限り早く、発行者および主支払代理人に通知し、主支払代理人は、その後実務上できる限り早く、「10 公告の方法」に従って、本債権者に対し、通知を行う。

#### (2) 発行者の選択による期限前償還

発行者は、2020年5月12日および2020年8月12日の各利払日(以下「期限前償還日」という。)において、当該期限前償還日の10営業日前の日までに、下記「10 公告の方法」に従って本債権者および主支払代理人に対して通知(かかる通知は取消不能である。)を行うことにより、本債券の全部(一部は不可)を、当該期限前償還日までの経過利息を付して、額面金額100万円の各本債券につき100万円で償還することができる。

期限前償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を期限前償還日とする。

#### (3) 税制変更による期限前償還

税制上の償還については、下記「8 課税上の取扱い (1)スウェーデン王国の租税 ロ。」を参照のこと。

#### (4) 買入消却

発行者はいつでもいかなる方法および価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券はこれを保有し、売却し、または発行者の選択により消却のため支払代理人に引渡すことができる。

#### 4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人(以下「支払代理人」という。)および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch) (主支払代理人)  
連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター  
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

本債券の支払は、円貨による支払の場合は、東京に所在する銀行における支払受領者が管理する円建口座への送金により行われ、米ドルデュアル債券に係る米ドルによる支払の場合は、ニューヨーク市に所在する銀行における支払受領者が管理する米ドル建口座への送金により行われ、豪ドルデュアル債券に係る豪ドルによる支払の場合は、シドニーに所在する銀行における支払受領者が管理する豪ドル建口座への送金により行われる。

かかる支払は、下記「8 課税上の取扱い (1)スウェーデン王国の租税」の条項を害することなく、( )適用ある法域において適用される財政その他に関する法令・規則、( ) 合衆国内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第1471条から第1474条までの規定(以下「FATCA」という。)、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除、および( ) 合衆国内国歳入法第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除に服する。

確定債券に関する元金の支払は、上記の方法により、確定債券の呈示に対してのみ行われる。また確定債券に関する利息の支払は、上記の方法により、利札(本債券についての利札を以下「利札」という。)の呈示に対してのみ行われる。いずれの場合も、いずれかの支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において行われる。

本債券が大券により表章されている場合の本債券に関する元金の支払は、確定債券に関する上記の方法または当該大券上に特定された方法により、支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において、該当する場合は大券の提出または(場合により)呈示に対して行われる。各支払の記録は、支払代理人によりまたは該当する場合はユーロクリア・バンク・エス・アー/エヌ・ブイ(以下「ユーロクリア」という。)またはクリアストリーム・バンキング・エス・アー(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の記録において、元金および利息の支払を区別して当該大券上になされる。

大券の所持人は、当該大券により表章される本債券に関する支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行者は各支払金額に関し当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い支払をなせば当該支払義務につき免責される。本債券の実質的所有者としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に記載されている各人は、当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い発行者が支払った支払金額のうちその者の持分について、ユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグのみに請求できる。当該大券の所持人以外の者が、当該大券につき支払われるべき金員に関し発行者に対して請求することはできない。

本債券または利札に関する金員の支払期日が、支払営業日(以下に定義される。)にあたらぬ場合、本債権者は、翌支払営業日まで当該場所において支払を受領することができないものとする。なお、かかる遅延に関して追加の利息その他の支払はなされないものとする。本書において、「支払営業日」とは、(本債券が確定様式の場合に限り)当該本債券または利札の呈示が行われた場所ならびに、米ドルデュアル債券についてはロンドン、ニューヨーク市および東京、豪ドルデュアル債券についてはロンドン、ニューヨーク市、シドニーおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般業務(外国為替取引および外貨建預金を含む。)を行っている日をいう。

## 5【担保又は保証に関する事項】

本債券または利札は、発行者の直接、無条件、一般かつ(下記の場合を除き)無担保の債務であり、それらの中で優先することなく、発行者のその他すべての現在および将来の未払かつ無担保で非劣後の債務と同順位とする。

本債券が未償還である限り、発行者は、現在または将来において、いかなる対象債務(以下に定義される。)を担保するためにも、発行者の現在または将来の事業、持分、資産もしくは収入(払込未請求資本を含む。)に対し抵当権、先取特権、質権、負担その他の担保権(以下「担保権」という。)を設定せず、または担保権を設定せしめない。ただし、発行者が担保権を新たに設定する場合には設定と同時にもしくはその前に、またそれ以外の場合には速やかに、以下のいずれかを確実にするために必要な一切の行為を行う場合はこの限りではない。

(a) 本債券および利札に基づき支払われるべき一切の金員が、当該担保権によりかかる対象債務と同等かつ同順位に担保されること。

(b) 債権者集会の特別決議(行使議決権の4分の3以上の多数により適法に可決された決議として下記「11 その他(4)代理契約」記載の代理契約に定義される。)により承認されたその他の担保権もしくは取決め(担保権の設定を含むか否かを問わない。)が提供されること。

上記の「対象債務」とは、以下の意味を有する。

( ) ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の証券に関する現在または将来の債務(元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。)で、金融商品取引所、店頭市場その他の有価証券市場において値付けされ、上場されまたは値付け、上場もしくは通常取引されるもの、および( )かかる債務の保証または補償。

本債券および利札は、代理契約別紙8の保証状(以下「保証状」という。)の様式に大要が規定される保証の利益を享受する。

発行日現在における保証人(以下「当初保証人」と総称する。)は、日付の詳細、様式その他の詳細とともに本債券に適用される最終条件書に規定される。スウェーデンのその他のリジョンおよびコミューン(それぞれ、日本の都道府県および市町村に相当する。)は、後日、保証人になることができ、当初保証人とともに本書において「保証人」と呼称される。いずれかの者が保証人になった場合には、本債券に関するその時々保証人の詳細は主支払代理人および支払代理人の指定事務所において適宜入手可能となる。

保証状に基づく各保証人の義務は連帯であり、かかる保証人の直接、無条件、一般および無担保の義務を構成し、当該保証人の他のすべての現在および将来の、未払かつ無担保で非劣後の債務と同順位となる。発行者が本債券に関する義務の履行を怠った場合には、発行者およびその他の保証人に対する手続きを要することなく、スウェーデンの裁判所において、各保証人との関係で個別に保証状を強制することができる。

いかなる保証人およびその資産も、スウェーデンの裁判所に持ち込まれる法手続に関して主権免責またはその他の免責の対象とならない。いかなる保証人もスウェーデンの現行法下において保証状に基づき支払われる金額から控除または源泉徴収を要求されることはない。

## 6【債券の管理会社の職務】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、主支払代理人が任命されており、かかる主支払代理人の職務は以下のとおりである。

- (1) 発行者から元利金の支払資金を受領し、支払代理人に送金する。
- (2) 下記のとおり、本債権者からの期限の利益喪失通知を受領する。

以下に掲げる事由(以下「期限の利益喪失事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者のいずれも、(主支払代理人の指定事務所宛の)発行者に対する書面での通知により、主支払代理人による当該通知の受領の日を効力発生の日として、その保有する本債券に関し直ちに期限が到来し支払われるべき旨の宣言をすることができる。かかる宣言により、当該本債券は直ちに額面金額に支払の日までの経過利息(もしあれば)を付して、いかなる呈示、要請、異議またはその他通知を要求されることなく償還される。

- ( ) 発行者が本債券の元本またはいずれかの利息の該当する通貨による支払を10日間を超える期間怠った場合。
- ( ) 発行者が本債券に関する債券の要項に規定したその他の義務の履行を怠り、かかる不履行の通知が発行者に対して(主支払代理人の事務所において)なされた後21日を経過してもなお当該不履行が治癒されない場合。
- ( ) 発行者の借入れ(以下に定義される。)がその債務不履行の結果として期限の利益を喪失した場合、または借入れが支払期日にもしくは適用される猶予期間内に支払われない場合。ただし、本項記載のいずれかの事由が発生しても、当該借入れまたはその他関連する債務のいずれかが単独で、あるいはその他の借入れおよび/または発生しかつ継続しているその他の事由(もしあれば)のすべてに関連するその他の債務との合計で3,000万ユーロ(または他の通貨におけるその相当額)を超えない場合は、期限の利益喪失事由を構成しない。
- ( ) 発行者の解散もしくは清算の命令が発せられた場合またはそのための有効な決議がなされた場合、管轄裁判所が発行者に対し破産もしくは支払不能を宣言またはその旨判断した場合、発行者がその業務の全部もしくは重要な部分を停止するまたは停止するおそれのある場合、またはその資産の全部もしくは重要な部分を処分するまたは処分するおそれのある場合。
- ( ) 発行者が支払期日にその負債を支払えない場合、担保権者が発行者の財産の全部もしくは重要な部分を取得した場合、発行者がその債権者一般のための財産譲渡を行った場合、適用ある破産、支払不能等に関連する法律に基づき発行者についてその破産もしくは支払不能の宣告、支払猶予もしくは和議、または発行者の破産もしくは支払不能におけるもしくはその財産の重要な部分に関する清算人もしくは財産管理人(もしくは同様の役職者)の任命を求める司法手続が提起されもしくはその他の手続が講ぜられ、かつかかる手続が30日以上有効となっている場合、または支払の停止を求めもしくはこれを認める命令がなされた場合もしくはその有効な決議が発行者によりなされた場合。
- ( ) 本債券に関する発行者の債務に関するすべての保証人について保証状が完全な効力を消失した場合、または保証人すべてが当該保証状が完全な効力を有しない旨主張する場合。

上記「借入れ」とは、(a)借入金、(b)手形の引受けもしくは引受与信に基づくまたはそれに関する債務、または(c)募集、発行もしくは分売されたあらゆるノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックその他の証券(公募、私募、交換募集その他を問わない。また、発行の際の対価が全額現金であるかど

うかまたは一部が現金以外の対価をもって発行されたかを問わない。)に関する現在もしくは将来の負債(元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。)を意味する。

## 7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は代理契約において規定されている。

発行者は随時、また本債券の元本残高の5%以上を有する本債権者の書面による要求の場合は必ず、債権者集会を招集し、本債権者の利益に影響を及ぼす事項(特別決議(投じられた議決権の4分の3以上の多数により可決された決議を指す。))による本債券の要項の変更を含む。)を審議するものとする。債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本債券の元本残高の過半数を保有または代表する1名以上の者、または同延会においては、保有または代表される本債券の元本金額の如何にかかわらず、本債権者本人または代理人1名以上の者とする。ただし、本債券の要項の一定の変更(本債券の償還期限もしくは利払いの日の変更、元本額もしくは利率の減免、本債券もしくは利札の支払通貨の変更、または発行者により作成された誓約証書(以下「誓約証書」という。))の一定の変更を含む。)を議題とする集会はこの限りではなく、その場合の特別決議の定足数は、本債券の元本残高の3分の2以上または同延会においては3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。代理契約は、( )代理契約に従い適法に招集および開催された債権者集会において、行使された議決権数の4分の3以上の多数により可決された決議、( )本債券の元本残高の4分の3以上を有する債権者によってまたはかかる債権者のために署名された、書面による決議および( )本債券の元本残高の4分の3以上を有する債権者によってまたはかかる債権者のために、(主支払代理人が満足する形式で)関連決済機関を通じて電子同意の方法で与えられた合意は、いずれの場合も債権者集会の特別決議として有効である、と規定している。債権者集会において可決された特別決議は、当該集会に出席したかどうかを問わず、また当該決議に投票したかどうかを問わず、すべての本債権者および利札の所持人(以下「利札所持人」という。)を拘束する。

## 8【課税上の取扱い】

### (1) スウェーデン王国の租税

イ. 本債券および利札に関する発行者による一切の支払は、スウェーデンもしくはその下部行政区画によりもしくははそのために、またスウェーデンのもしくはその域内の課税当局によりもしくははそのために、現在または将来賦課される一切の種類の前払公課、徴税金、税金または課徴金(以下「前払公課」という。)を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる前払公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除後に本債権者または利札所持人が受領する金額(純額)が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札に関して受領されるはずであった金額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。

ただし、以下の場合、本債券または利札に関して、かかる追加額は支払われないものとする。

- ( ) 本債券または利札の保有のみを理由とする以外に、スウェーデンと関連性を有することを理由として、本債券もしくは利札に関する前払公課が課される本債権者もしくは利札所持人、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- ( ) 関連税務当局に対し、課税免除のために非居住者である旨の宣言または同様の要求をすることにより、かかる源泉徴収もしくは控除に服さない本債権者もしくは利札所持人により、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- ( ) 関連日(以下に定義される。)から30日を経過した後に呈示される場合。ただし、本債権者または利札所持人がかかる30日の期間の最終日に(当該日が支払営業日であったことを前提として)支払のために本債券または利札を呈示したならば当該追加額を受領する権利を有していた場合には、その範囲で本号の適用は除外される。
- ( ) スウェーデンにおいて支払のために呈示される場合。

本書のいかなる記載にもかかわらず、発行者、支払代理人または他のいかなる者も、FATCA、FATCAを実施する条約、法令もしくは他の公的ガイドライン、または発行者、支払代理人もしくは他の者と米国、他の該当する法域もしくはFATCAを実施する、それらの当局との間の契約により本債券につきまたはかかる本債券に関して課される源泉徴収または控除に関する追加額を支払う必要はない。

「関連日」とは、一切の支払に関して期日が最初に到来する日を指す。ただし、主支払代理人がかかる期日より前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合、かかる金員を全額受領し、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適法に付与された日を指す。

ロ.( )スウェーデン、その下部行政区画、またはスウェーデンのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更(発行日以降に効力を生じた変更または改正に限る。)の結果、発行者が本債券に関する次回の支払期日に上記に従って追加額の支払義務を負い、かつ( )発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該義務を回避することができない場合には、(下記「10 公告の方法」に従い)30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取消不能とする。)を主支払代理人および本債権者に対して付与することにより、発行者は、その選択により本債券の全部(一部は不可)を随時償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本債券に関する支払期日が到来したとすれば発行者が当該追加金を支払うことを要した最初の日から90日より前には行わないものとする。

本節に基づく償還の通知を行う前に、発行者は、上記( )の要件が本債券に関する次回の支払期日に適用され、発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該追加額の支払義務を回避することができない旨の発行者の取締役2名が署名した証明書および発行者がかかる変更または改正の結果追加額の支払義務を負う旨の周知された独立の法律顧問の意見書を、主支払代理人に交付する。

本ロ.に従って償還される本債券は、額面金額に償還の日(当日を含まない。)までに生じた経過利息(もしあれば)を付して償還される。

## (2) 日本国の租税

**以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。**

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本国の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

( )本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

( )本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%(所得税および復興特別所得税の合計)の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

( )本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課

税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

- ( ) 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- ( ) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

## 9【準拠法及び管轄裁判所】

代理契約、本債券および利札、誓約証書ならびにこれらに関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

発行者は、本債権者および利札所持人のために、英国の裁判所が代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の紛争(代理契約、本債券および/または利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する紛争を含む。)を解決する管轄権を有し、それゆえ代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の訴訟、訴えまたは手続(代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する訴訟、訴えまたは手続を含む。)(以下「司法手続」と総称する。)が英国の裁判所に提起されうることに、取消不能の形で同意する。発行者は、司法手続に係る英国の裁判所の管轄権に対し異議を申立てること、および不都合な裁判地において司法手続が提起されたと主張することを取消不能の形で放棄する。また英国の裁判所に提起された司法手続においてなされた判決が、最終的な判断として発行者を拘束し、その他一切の裁判所において強制力を有するものであることに、取消不能の形で同意する。本項は、発行者に対してその他の管轄裁判所において、司法手続を遂行する権利を制限するものではなく、また同時であるかどうかを問わず、1ヶ所または複数の管轄地における司法手続の遂行により、その他の管轄地における司法手続の遂行が妨げられるものではない。

発行者は、司法手続に関する英国における書類の送達受領代理人として、ビジネス・スウェーデン - スウェーデン貿易投資公団(Business Sweden - The Swedish Trade & Invest Council)の英国事務所(現在はロンドン W1H 2AG、アッパー・モンタギュー・ストリート5(5 Upper Montagu Street, London W1H 2AG)に所在する。)を指定する。また同公団が送達受領代理人でなくなった場合には、他の者を送達受領代理人として指定する。

## 10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンにおいて通常発行されている主要日刊紙(ファイナンシャル・タイムズ紙を予定)に公告された場合、有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた公告は、当該日刊紙に最初に公告された日に有効に行われたものとみなされる。

確定債券が発行される時点までは、大券の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグにより保有されている限り、かかる日刊紙における公告に代えて、本債権者に伝達するためにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対し当該通知が送達される場合がある。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグが通知を受領した後、2日目に本債権者に対して行われたものとみなされる。

## 11【その他】

### (1) 時効

本債券および利札は、関連日から元金については10年以内に、利息については5年以内に、元金および/または利息に関して請求がなされない場合に失効する。

### (2) 本債券および利札の代替

本債券または利札は、紛失、盗取、毀損、汚損または破棄の場合、代り券の請求者がそれに関する費用を支払い、かつ発行者が要求する証拠および補償に関する条件を満たした場合、主支払代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した本債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを提出しなければならない。

(3) その後の発行

発行者は随時、本債権者または利札所持人の同意なしに、すべての点(当該債券の最初の利払いの金額および期日を除く。)で本債券と同一の要項を有し、その結果未償還の本債券と合わせて一つのシリーズを構成する債券をさらに成立させ、発行することができる。

(4) 代理契約

本債券は、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する、発行者、主支払代理人および当該契約に記載のその他の当事者の間の修正再規定代理契約(以下「代理契約」という。)に基づいて発行される。

(5) 債券の形態

本債券は、当初、恒久大券により表章されるものとし、発行日までにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管機関に預託されるものとする。恒久大券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの両方が、(法律上またはその他の休日による場合を除き)継続して14日以上業務を閉鎖し、または恒久的に業務を中止する意思を公表しもしくは実際に業務を中止し、かつ承継する決済機関が利用し得ない旨の通知を発行者が受けた場合には、その全部(一部は不可)につき確定債券に利札を付して(無償にて)交換される。

### 第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当なし。

### 第4【法律意見】

会社の最高法務責任者であるイェンス・ラーション氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 会社はスウェーデン法に基づき適法に設立され存続している法人である。
- (2) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは会社によって認められており、スウェーデン法上適法であり、本債券の発行に関し、会社に対し要求されている政府の同意、許可もしくは承認はすべて取得されている。
- (3) 会社および代理人による関東財務局長に対する有価証券届出書の提出は適法に授權されており、スウェーデン法上適法である。

### 第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の一部または全部の名称が債券売出届出目論見書の表紙に記載される。

さらに債券売出届出目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

- 「1. 米ドルデュアル債券の償還は、一定の期日における円/米ドル間の外国為替レートにより、米ドルでなされることがあり、豪ドルデュアル債券の償還は、一定の期日における円/豪ドル間の外国為替レートにより、豪ドルでなされることがありますので、本債券の償還金額は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。また、本債券は、本債券の要項に従い、発行者の選択により期限前償還されることがあります(「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (2) 発行者の選択による期限前償還」をご参照ください。)
2. 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐える投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。」



## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)  
令和元年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

当該半期(自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日)  
令和元年9月30日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国者臨時報告書】

該当なし。

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。